事業者番号　460045923

関自貨第１２９７号

許　　可　　書

新井紙材　株式会社
代表取締役　新井　遼一　殿

令和7年6月20日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条　件

1. 一般廃棄物の運送に限る。
2. 発地及び着地のいずれもが東京都港区の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。
3. 車体に「限定」の表示をすること。
4. 許可を受けた日から1年以内に運輸を開始しなければならない。
5. 運輸開始前に社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
6. 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に確認報告を行わなければならない。
7. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に加入しなければならない。
8. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

・経営しようとする事業
　一般貨物自動車運送事業

令和８年１月２２日

関東運輸局長　藤田　礼子

関　東　運　輸　局